消費税与党間協議　活発に陳情展開

本連盟は11月９日、「軽減税率」の対象品目の線引きや「経理方式」導入等について、与党間での協議が続く中、陳情を行った。当日は、関係税理士後援会および単位税政連の協力を得て、議員事務所を訪問した。（※＝10月29日実施）

松原仁議員
（民主党・東京３区）

辻清人議員
（自由民主党・東京２区）

山田美樹議員
（自由民主党・東京１区）

菅原一秀議員
（自由民主党・東京９区）

越智隆雄議員
（自由民主党・東京６区）

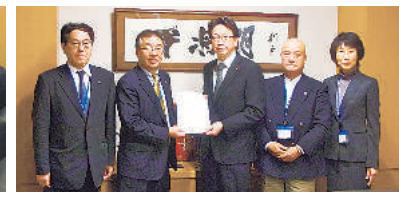
平将明議員
（自由民主党・東京４区）

鴨下一郎議員
（自由民主党・東京13区）

太田昭宏議員
（公明党・東京12区）※

小池百合子議員
（自由民主党・東京10区）

大西英男議員
（自由民主党・東京16区）

秋元司議員
（自由民主党・東京15区）

松島みどり議員
（自由民主党・東京14区）

土屋正忠議員
（自由民主党・東京18区）

平沢勝栄議員
（自由民主党・東京17区）

初鹿明博議員
（維新の党・東京16区）

小倉將信議員
（自由民主党・東京23区）

長島昭久議員
（民主党・東京21区）

菅直人議員
（民主党・東京18区）

今秋に広報委員に就任し、人生初めての校正作業をお手伝いさせていただきました。所詮、誤字や脱字のチェックだけだと高を括っていましたが、単語の使い方や言い回しなど考えることが沢山で疲労困憊でした。言葉の捉え方というのは本当に色々で、読み手の立場や考え方で解釈が変わったり、誤解されたりすることも多く、正しく伝えることの難しさを実感しました。言葉の重みを理解し、日頃から一言一言を大切にしていかなければいけないと改めて感じました。（杉並・森下）

■編集点描

消費税率を10％にする際には、軽減税率が導入される。その範囲も生鮮食品のみという話からどんどん広がり「酒類・外食を除く生鮮食品と加工食品」とし、出前・持ち帰りも軽減税率を適用するとの与党合意がされた。財源はどうするのか。そもそもの「社会保障と税の一体改革」はどうなっているのか等々、素朴な疑問が次々と湧いてくる。

軽減税率の導入は、問題が多い。なぜ、軽減税率の導入が問題なのかを知らせることも広報委員の仕事だと思う。（練馬東・藤本）

～風を読む～　後援会便り

第2回時局講演会を開催

中川雅治税理士後援会

中川雅治税理士後援会（高橋省一会長）は、「我が国税制の諸課題について」をテーマに11月9日、参議院議員会館地下会議室に於いて勉強会を開催した。

中川議員には、参議院議院運営委員長を始め自民党税制調査会の幹事として活躍され、また総務会長代行として公務多忙な中、時間を割いて講演して頂いた。

一般会計における歳出・歳入の状況から始まり、少子高齢化の進展・社会保障費の増加等の説明があった。続く所得税の課税ベースと諸控除の話については、私達税理士に大変参考になる内容であった。主要国における法人税率の引下げと課税ベースの拡大措置等についても、詳細な資料を作成して頂き、より理解を深めることが出来た。

続いて消費税の軽減税率に関する検討については、与党税制協議会での「消費税の軽減税率に関する検討について」の資料を公表して頂き、図を使用しての説明及び区分経理の方法の比較等は大変参考になった。

その後意見交換が行われ、東京税政連渡邊会長から挨拶と税制改正等の要望があった。

定期総会・懇談会を開催

衆議院議員石原伸晃の税理士後援会

衆議院議員石原伸晃の税理士後援会は、11月9日第16回定期総会兼石原議員との懇談会を京王プラザホテル「南園」に於いて開催した。

石原議員は、当日地方から戻り、すぐ会場に駆けつけて、国政の最近の動向を報告された。東税政からは、渡邊会長、秋元後援会対策委員長及び吉川幹事長の出席があった。

第一部の定期総会は、澤登会員を議長に選出し、活動報告及び収支報告並びに登録政治資金監査人の報告があり、いずれも、全員異議なく承認可決された。

引き続き、役員改選の議案は、深澤会長の留任と決まり、他の役員の選任については会長一任とする旨、承認可決された。

第二部の懇談会は、石原議員の国政報告があり、会場からは主に消費税10％増税時に導入する軽減税率に関する要望等があった。懇談会では、石原議員が最後まで各テーブルを廻り出席会員と懇親を深めた。

なお、当日は杉並税政連30名、荻窪税政連10名、合計40名の出席があった。

事務所と関与先を守る安心の補償
税理士職業賠償責任保険
Certified Public Tax Accountant
中途加入のおすすめ 2015年度
2015年度 中途加入募集要項
◆募集期間
毎月末日（土日祝日に当たる場合はその前日）を締切日とします。
ただし、2016年3月31日（木）をもって中途加入の申込みを締め切ります。
◆加入対象者　開業税理士・税理士法人・直接受任業務を行う所属税理士
◆保険の責任期間　保険料払込日の翌月1日午後4時～2016年7月1日午後4時
◆保険料
保険の種類（個人用・法人用）、契約タイプ（1請求支払限度額500万円～3億円）、事務所総人数等によって保険料が異なります。※保険料計算シミュレーターをホームページに掲載しています。
◆加入手続
払込取扱票（加入依頼書）に必要事項をご記入のうえ、毎月締切日までに保険料をお払込みください。※加入依頼書を送付しますので、取扱代理店にご請求ください。
この保険は、日本税理士会連合会を保険契約者とし、税理士会会員を記名被保険者とする団体契約の賠償責任保険です。

所属税理士会	引受保険会社
東京、東京地方、千葉県 関東信越、北海道、東北	[東日本幹事] 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第二課 TEL.03-3593-6453
近畿、名古屋、東海、北陸 中国、四国、九州北部 南九州、沖縄	[西日本幹事] 東京海上日動火災保険株式会社 広域法人部法人第二課 TEL.03-3515-4153

◎この案内は概要を説明したものです。詳細はパンフレット・ホームページをご覧いただくか、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。
SJNK14-14167（2015年1月8日）
14-T-10917（2015年1月作成）
〔取扱代理店〕株式会社 税連保険サービス　〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階　0120-320-912　http://www.zeirishi-hoken.co.jp